

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-5
許認可等の種類	工事完了前の他目的使用の許可			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第32条第1項			
許認可等の概要	工事完了前に土地改良財産を他目的使用する場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 土地改良財産の管理等に関する規則第32条第2項 2 前項の規定による許可は、電柱の設置、水道管又はガス管の設置その他社会 通念上やむをえないものと認められるもの限り、行なうものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			